

白山市議会委員会条例

平成17年3月16日

条例第221号

改正 平成19年3月23日条例第22号
平成21年3月9日条例第1号
平成24年12月20日条例第67号
平成26年3月24日条例第25号
平成26年12月22日条例第47号
平成27年3月24日条例第23号
平成28年3月1日条例第1号
平成29年9月25日条例第25号
平成31年3月22日条例第22号
令和3年6月24日条例第21号

(常任委員会の設置)

第1条 議会に常任委員会を置く。

(常任委員会の名称、委員定数及びその所管)

第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。

(1) 総務企画常任委員会 7人

- ア 議会事務局の所管に属する事項
- イ 総務部の所管に属する事項
- ウ 企画振興部の所管に属する事項
- エ 市民生活部の所管に属する事項
- オ 会計課の所管に属する事項
- カ 選挙管理委員会の所管に属する事項
- キ 監査委員の所管に属する事項
- ク 他の常任委員会の所管に属しない事項

(2) 文教福祉常任委員会 7人

- ア 教育委員会の所管に属する事項
- イ 健康福祉部の所管に属する事項

(3) 産業建設常任委員会 7人

- ア 産業部の所管に属する事項
- イ 観光文化スポーツ部の所管に属する事項
- ウ 建設部の所管に属する事項
- エ 上下水道部の所管に属する事項
- オ 農業委員会の所管に属する事項

(4) 予算常任委員会 20人（議長を除く。）

予算に関する事項

(5) 決算常任委員会 20人（議長を除く。）

決算に関する事項

(6) 広報広聴委員会 6人

ア 議会だより発行に関する事項

イ 議会報告会に関する事項

ウ 議会広報・広聴活動に関する事項

2 議員は、前項第1号から第3号までに掲げる常任委員会のいずれかの常任委員となるものとする。

（常任委員の任期）

第3条 常任委員の任期は、2年とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（議会運営委員会の設置）

第4条 議会に議会運営委員会を置く。

2 議会運営委員の定数は、7人とする。

3 前項の委員の任期については、前条の規定を準用する。

（常任委員及び議会運営委員の任期の起算）

第5条 常任委員及び議会運営委員の任期は、選任の日から起算する。

（特別委員会の設置）

第6条 特別委員会は、必要がある場合において議会の議決で置く。

2 特別委員の定数は、議会の議決で定める。

3 特別委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

（資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会の設置）

第7条 議員の資格決定の要求又は懲罰の動議があったときは、前条第1項の規定にかかわらず資格審査特別委員会又は懲罰特別委員会が設置されたものとする。

2 資格審査特別委員及び懲罰特別委員の定数は、前条第2項の規定にかかわら

ず、7人とする。

(委員の選任)

第8条 常任委員、議会運営委員及び特別委員(以下「委員」という。)の選任は、議長の指名による。

2 議長は、委員の選任事由が生じたときは、速やかに選任する。

3 議長は、常任委員の申出があるときは、当該委員の委員会の所属を変更することができる。

4 前項の規定により所属を変更した常任委員の任期は、第3条第2項の規定の例による。

(委員長及び副委員長)

第9条 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)に、それぞれ委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員会において互選する。

3 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

(委員長及び副委員長が共にないときの互選)

第10条 委員長及び副委員長が共にないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて、委員長の互選を行わせる。

2 前項の互選の場合には、年長の委員が委員長の職務を行う。

(委員長の議事整理権及び秩序保持権)

第11条 委員長は、委員会の議事を整理し、秩序を保持する。

(委員長の職務代行)

第12条 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行う。

2 委員長及び副委員長に共に事故があるときは、年長の委員が委員長の職務を行う。

(委員長及び副委員長の辞任)

第13条 委員長及び副委員長が辞任しようとするときは、委員会の許可を得なければならない。

(委員の辞任)

第14条 委員が辞任しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

(招集)

第15条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員の定数の半数以上の者から審査又は調査をすべき事件を示して招集の請求があったときは、委員長は、委員会を招集しなければならない。

(議会の開催方法の特例)

第15条の2 委員長は、次に掲げる場合において、適切かつ効果的な委員会の運営の観点から特に必要と認めるときは、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法(以下「オンライン」という。)を活用した委員会を開催することができる。

(1) 災害等の発生、感染症のまん延防止措置等やむを得ない事由により委員会の開催場所への委員その他委員会出席者(以下「委員等」という。)の参集が困難と判断される場合

(2) 疾病、育児、看護、介護等やむを得ない事由により委員会の開催場所への参集が困難な委員等からオンラインを活用した委員会の開催の求めがある場合

2 委員等は、前項の規定により開催する委員会(以下「オンライン委員会」という。)においてオンラインによる出席を希望するときは、委員長の許可を得なければならない。

(定足数)

第16条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席(オンラインによる出席を含む。第18条、第21条及び第29条において同じ。)しなければ会議を開くことができない。ただし、第18条の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。

(表決)

第17条 委員会の議事は、出席委員(オンラインにより出席した委員を含む。以下同じ。)の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

2 前項の場合において、委員長は、委員として議決に加わることができない。

(委員長及び委員の除斥)

第18条 委員長及び委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する

業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があったときは、会議に出席し、発言することができる。

(傍聴の取扱い)

第19条 委員会は、議員のほか、委員長の許可を得た者が傍聴することができる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。

(秘密会)

第20条 委員会(オンライン委員会を除く。)は、その議決で秘密会とすることができる。

2 委員会を秘密会とする委員長又は委員の発議については、討論を用いないで委員会に諮って決める。

(出席説明の要求)

第21条 委員会は、審査又は調査のため、市長、教育委員会の教育長、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は嘱託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。

(秩序保持に関する措置)

第22条 委員会において地方自治法(昭和22年法律第67号)、白山市議会会議規則(平成17年白山市議会規則第1号。以下「会議規則」という。)又はこの条例に違反し、その他委員会の秩序を乱す委員があるときは、委員長はこれを制止し、又は発言を取り消させることができる。

2 委員が前項の規定による命令に従わないときは、委員長は、当日の委員会が終わるまで発言を禁止し、又は退場(オンラインにより出席した委員にあっては、映像及び音声の送受信の停止をいう。)させることができる。

3 委員長は、委員会が騒然として整理することが困難であると認めるときは、委員会を閉じ、又は中止することができる。

(公聴会開催の手続)

第23条 委員会が、公聴会を開こうとするときは、議長の承認を得なければならない。

2 議長は、前項の承認をしたときは、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第24条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、その委員会に申し出なければならない。

(公述人の決定)

第25条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

第26条 公述人が発言しようとするときは、委員長の許可を得なければならない。

2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、委員長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(委員及び公述人の質疑)

第27条 委員は、公述人に対して質疑をすることができる。

2 公述人は、委員に対して質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第28条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

第29条 委員会が参考人の出席を求めるには、議長を経なければならない。

2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

3 参考人については、前3条の規定を準用する。

(記録)

第30条 委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名又は押印しなければならない。

2 前項の記録は、議長が保管する。

(会議規則への委任)

第31条 この条例に定めるもののほか、委員会に関しては、会議規則の定めるところによる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年3月23日条例第22号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に改正前の白山市議会委員会条例の規定により設置された議会運営委員会の委員、委員長又は副委員長である者は、改正後の白山市議会委員会条例の規定により、議会運営委員会の委員、委員長又は副委員長に選任され、又は互選されたものとみなす。

附 則(平成21年3月9日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年12月20日条例第67号)

この条例は、平成25年3月6日から施行する。

附 則(平成26年3月24日条例第25号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年12月22日条例第47号)

この条例は、平成27年3月1日から施行する。

附 則(平成27年3月24日条例第23号)

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に在職する教育長(地方教育行政の組織及び運営に関する

る法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。以下「改正法」という。）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第16条第1項の教育委員会の教育長をいう。）が改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例により在職する場合における当該在職の期間については、この条例による改正後の第21条の規定は適用せず、この条例による改正前の第21条の規定は、なおその効力を有する。

附 則(平成28年3月1日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年9月25日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成31年3月22日条例第22号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和3年6月24日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。